

## 第 8 回 AI 時代の知的財産権検討会

### 【資料 3】論点例に関するコメント

ワシントン大学ロースクール 竹中俊子

#### 1. 今後の検討の方向性

現在、技術者のアメリカ離れが進行しており、日本にとっては有力なイノベーション人材やスタートアップ企業を誘致する千載一遇の好機である。すでに、日本の著作権法が開発者に有利であるという情報は AI 業界に浸透しつつあり、技術開発の自由とスピードを損なうことなく、社会的受容性を高める制度設計を目指すことが重要である。

透明性や説明責任の確保は、生成 AI の信頼性・安全性を担保する上で不可欠であるが、開発者に過度な負担を与えることなく、データトレーサビリティ技術等を活用した技術支援を通じて実現すべきである。また、説明責任についても、提供者や利用者と分散・共有することで、開発者の負担を軽減することが望ましい。

制度設計においては、米国や EU など主要国の制度との整合性を確保しつつ、プロ AI 開発を支援する日本独自の制度設計を推進すべきである。

## 2. データ利活用の対価還元

AI の学習・生成過程で利用された著作物やデータに対し、クリエイターやデータ提供者への対価還元の仕組みが求められている。その対応策として、著作権のライセンス団体のように、権利者の代理管理を行う団体の創設が考えられる。

このような団体が設立されれば、権利者による個別交渉の負担が軽減され、AI 開発者にとっても明確なライセンス体系が整備されることで、法的リスクが低減される。また、対価の徴収と分配の透明性が確保されることで、権利者の信頼を得やすくなる。

中間とりまとめで、「生成 AI 開発者や生成 AI 提供者が、クリエイター等の創作した著作物を利用する際に、良質なデータを学習するために、当該クリエイター等と合意の上で対価還元 策を講じて当該データを利用することは、著作権法 30 条の 4 に定める利用を排除するものではなく、かつ、通常は公序良俗に反する内容の契約ではなく、対価還元のために当事者間で成立した契約の効力は何ら妨げられるものではないとする」ことが明らかにされたことに伴い、典型的な機会学習利用等については、ライセンス団体による一元的管理を

行うことが望ましい。具体的には、対価を求める著作物やデータを登録し、団体が AI 事業者に対して包括的ライセンスを発行。利用量や頻度に応じて、権利者に報酬を分配する仕組みを構築する。

なお、ライセンス団体では対応しきれない非典型的な個別・特殊なケースについては、契約による柔軟な権利処理で対応する。両者を技術的に支援するためには、メタデータ管理、スマートコントラクト、ブロックチェーンなどの技術を活用することが望ましい

### 3. AI とデータの取扱いの将来像

AI とデータが好循環を形成する社会の構築に向けて、データ提供者に対する対価還元の制度化を進め、AI 開発者が安心して学習データを利用できる環境を整備することが重要である。

将来的には、AI 学習による典型的な事例についてはライセンス団体による一元的な権利管理を行い、特殊な事例については契約による柔軟な権利処理を併存させる制度が望ましい。これにより、主要国の制度との整合性を確保しつつ、日本独自の強みである「AI 開発の自由度」や「信頼性」を活かした制度設計が可能となる。

以上。